

監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」の改正について

平成21年4月21日
日本公認会計士協会

監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」（最終改正 平成20年3月25日）を次のように改正する。

新	旧
<p>監査・保証実務委員会報告第75号</p> <p>監査報告書作成に関する実務指針</p> <p style="text-align: right;">平成15年1月31日 改正 平成15年9月2日 改正 平成16年3月17日 改正 平成16年7月5日 改正 平成17年4月25日 改正 平成18年6月28日 改正 平成18年11月10日 改正 平成20年3月25日 <u>最終改正</u> 平成21年4月21日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会</p> <p>はじめに（省略）</p> <p>全般的事項 1. 形式要件</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(3) 宛先</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>なお、会社法監査においては、会計監査人の会計監査報告の内容について、会社計算規則第130条第1項において特定監査役（会社計算規則第130条第5項に定める者をいう。）及び特定取締役（会社計算規則第130条第4項に定める者をいう。）に通知する旨の規定があるので、宛先が「取締役会」又は「代表取締役」等でも事務的には監査報告の内容をそれぞれの規定に従い特定監査役及び特定取締役に通知するものとする。通知に際して送り状を付けるなどの方法によれば、監査報告書の宛先と通知先の事実関係がより明確になるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>監査・保証実務委員会報告第75号</p> <p>監査報告書作成に関する実務指針</p> <p style="text-align: right;">平成15年1月31日 改正 平成15年9月2日 改正 平成16年3月17日 改正 平成16年7月5日 改正 平成17年4月25日 改正 平成18年6月28日 改正 平成18年11月10日 <u>最終改正</u> 平成20年3月25日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会</p> <p>はじめに（省略）</p> <p>全般的事項 1. 形式要件</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(3) 宛先</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>なお、会社法監査においては、会計監査人の会計監査報告の内容について、会社計算規則第158条第1項において特定監査役（会社計算規則第158条第5項に定める者をいう。）及び特定取締役（会社計算規則第158条第4項に定める者をいう。）に通知する旨の規定があるので、宛先が「取締役会」又は「代表取締役」等でも事務的には監査報告の内容をそれぞれの規定に従い特定監査役及び特定取締役に通知するものとする。通知に際して送り状を付けるなどの方法によれば、監査報告書の宛先と通知先の事実関係がより明確になるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>

新	旧
<p>金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 (中略)</p> <p>継続企業の前提 監査基準の改訂について(平成 21 年 4 月 9 日)「<u>三 主な改訂点とその考え方 1 継続企業の前提に関する監査の実施手続</u>」においては、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならないこととし、経営者が行った継続企業の前提に関する評価の手順を監査人においても確認するものとしている。</u></p> <p>監査人は、<u>継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、連結財務諸表において継続企業の前提に関する事項について適切な開示が行われているか否かを検討しなければならない。</u>継続企業の前提についての開示が適切に行われているかどうかについては、監査基準委員会報告書第 22 号「<u>継続企業の前提に関する監査人の検討</u>」により判断することになる。</p> <p>なお、監査人の当該開示の適正性についての判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに連結財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。</p> <p>また、<u>連結財務諸表に重要な後発事象として記載された事項が継続企業の前提に関する事項である場合、監査人は、当該後発事象としての開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断を行わなければならない。</u></p> <p>(7) 無限定適正意見の表明 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の開示が適切であると判断したときには無限定適正意見を表明する。</u>その場合には、<u>連結財務諸表における当該事項の開示について注意を喚起するため、監査報告書に追記情報を記載することが必要になる。</u></p>	<p>金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 (中略)</p> <p>継続企業の前提 監査基準の改訂について「<u>三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について</u>」においては、<u>財務諸表作成の前提となっている企業の事業継続能力に関わる適切な開示を促すために、経営者の行った継続企業の前提に関する評価に基づいて、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画の合理性について検討することを要求し、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等が認められる場合には、その疑義に係る事項が財務諸表に適切に開示されているか否かの判断を監査人に求めている。</u></p> <p><u>したがって、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合、連結財務諸表において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況等について適切な開示が行われているか否かを検討しなければならない。</u>継続企業の前提についての開示が適切に行われているかどうかについては、監査基準委員会報告書第 22 号「<u>継続企業の前提に関する監査人の検討</u>」により判断することになる。</p> <p>なお、監査人の当該開示の適正性についての判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに連結財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。</p> <p>また、<u>連結財務諸表に後発事象として記載された事項が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるものである場合、監査人は、当該後発事象の開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断を行わなければならない。</u></p> <p>(7) 無限定適正意見の表明 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に係る情報の開示が適切であると判断したときには無限定適正意見を表明する。</u>その場合には、<u>連結財務諸表における当該事象又は状況の開示について注意を喚起するため、監査報告書に追記情報を記載することが必要になる。</u></p>

新	旧
<p>(イ) 追記情報の内容</p> <p>継続企業の前提について追記情報を記載する場合には、次の事項を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>a 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が<u>存在する旨及びその内容</u></p> <p>b <u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u></p> <p>c <u>継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u></p> <p>d 連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な<u>不確実性</u>の影響を連結財務諸表に反映していない旨</p> <p>(注) bの対応策及びcのうち<u>継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由</u>については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。</p> <p>(継続企業の前提に関する追記情報の文例1)</p> <div data-bbox="320 810 1297 1138" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追記情報</p> <p>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。<u>当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。</u></p> </div> <p>(継続企業の前提に関する追記情報の文例2：対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法)</p> <div data-bbox="320 1287 1297 1614" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追記情報</p> <p>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、<u>現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。</u></p> </div> <p>(ウ) 意見に関する除外</p> <p>監査人は、継続企業の前提に関する<u>重要な不確実性が認められる場合</u>において、<u>継続企業の前提に関する事項が連結財務諸表に適切に記載されていないと判断したときは</u>、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、不適正意見を表明しその理由</p>	<p>(イ) 追記情報の内容</p> <p>継続企業の前提について追記情報を記載する場合には、次の事項を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>a 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容</p> <p>b <u>継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨</u></p> <p>c <u>当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨</u></p> <p>d 連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な<u>疑義</u>の影響を連結財務諸表に反映していない旨</p> <p>(継続企業の前提に関する追記情報の文例)</p> <div data-bbox="1617 1297 2594 1625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追記情報</p> <p>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する<u>経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。</u></p> </div> <p>(ウ) 意見に関する除外</p> <p>監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、<u>その重要な疑義に係る事項が連結財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は</u>、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、不適正意見を表明しその理由を監査報告書に記載</p>

新	旧
<p>を監査報告書に記載する。</p> <p>なお、除外事項を付した限定付適正意見を表明する場合、監査報告書において、除外事項とした継続企業の前提に関する事項の内容及び除外した理由を記載する。</p> <p>また、不適正意見を表明する場合、監査報告書において、不適正意見の原因となった継続企業の前提に関する事項の内容及び不適正であると判断した理由を記載する。</p> <p>(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、継続企業の前提に関する事項の開示が不足しており、その内容の連結財務諸表に与える影響を勘案し限定付適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="320 642 1299 1192" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">記</p> <p>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は 百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。</p> <p>当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されているが、・・・という状況が存在しており、会社は当該事実を十分に開示していない。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> </div> <p>(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、会社が何らの開示を行っておらず、かつ、その事象又は状況が連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、不適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="320 1365 1299 1827" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">記</p> <p>連結財務諸表によると、会社は 百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が 百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、・・・のため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、会社は連結財務諸表に何ら記載していない。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。</p> </div>	<p>する。</p> <p>なお、除外事項を付した限定付適正意見を表明する場合、監査報告書において、除外事項とした継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容及び除外した理由を記載する。</p> <p>また、不適正意見を表明する場合、監査報告書において、不適正意見の原因となった継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容及び不適正であると判断した理由を記載する。</p> <p>(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせている状況があるにもかかわらず、その疑義を抱かせる状況に対する経営計画等の開示が不足しており、その内容の連結財務諸表に与える影響を勘案し限定付適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="1617 642 2597 1192" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">記</p> <p>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等もまた当該注記に記載されている。ただし、会社の作成した経営計画によると・・・であるが、・・・についての記載がない。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> </div> <p>(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせている状況があるにもかかわらず、会社が何らの開示を行っておらず、かつ、その事象が連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、不適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="1617 1365 2597 1827" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">記</p> <p>連結財務諸表によると、会社は 百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が 百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義が存在しているが、会社は連結財務諸表に何ら記載していない。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。</p> </div>

新	旧
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(I) 監査範囲の制約</p> <p>監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合で、当該事象又は状況に関して経営者が評価及び一定の対応策を示さないとき（示された対応策が示されないものと同等の場合や経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合を含む。）</u>には、監査範囲の制約としての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見表明をしない。</p> <p>除外事項を付した限定付適正意見を表明する場合、監査報告書において、除外事項とした継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の内容及び除外した理由を記載する。</p> <p>また、意見表明をしない場合、監査報告書において、意見表明をしない原因となった継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の内容及び意見を表明しない理由を記載する。なお、この場合には監査意見が付されていないため、二重責任の原則の記載については、連結財務諸表の作成責任のみを記載するものとし、意見区分において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか否かの記載はしないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(I) 監査範囲の制約</p> <p>監査人は、<u>経営者から合理的な経営計画等が提示されない場合（提示された経営計画等が合理的でない場合や経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合を含む。）</u>には、監査範囲の制約としての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見表明をしない。</p> <p>除外事項を付した限定付適正意見を表明する場合、監査報告書において、除外事項とした継続企業の前提に重要な疑義を<u>抱かせる事象又は状況の内容及び除外した理由</u>を記載する。</p> <p>また、意見表明をしない場合、監査報告書において、意見表明をしない原因となった継続企業の前提に重要な疑義を<u>抱かせる事象又は状況の内容及び意見を表明しない理由</u>を記載する。なお、この場合には監査意見が付されていないため、二重責任の原則の記載については、連結財務諸表の作成責任のみを記載するものとし、意見区分において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか否かの記載はしないものとする。</p> <p><u>(継続企業の前提に重要な疑義が認められ、当該疑義を解消するための経営計画等が提示されず、重要な監査手続を実施できないことから、意見を表明しない場合の文例)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社の・・・（以下、無限定適正意見に同じ。）・・・について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にある。</u></p> <p><u>当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は・・・（以下、無限定適正意見に同じ。）・・・連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成×年×月×日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、裁判所に申立てを行った。平成×年×月×日に 裁判所から民事再生手続開始決定がなされているが、現在、再生計画案は作成中である。今後、再生計画案は、 裁判所に提出、受理された後、裁判所の認可を得た上で遂行されることになるが、現時点では再生計画案は未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。</u></p> <p><u>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、 株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。</u></p> </div>

新	旧
<p>追記情報</p> <p>(ア) 定義 監査基準の改訂について(平成14年1月25日)「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で追記情報は、監査人が「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する」ものであると述べられている。</p> <p>追記情報は、意見の表明には当たらないため、意見の表明と明確に区分し、監査人からの情報として追記するものであり、除外すべき事項を追記情報として記載することはできない。</p> <p>(イ) 監査人の責任 監査基準の改訂について(平成14年1月25日)「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で、「本来、意見表明に関する監査人の責任は自らの意見を通しての保証の枠組みのなかで果たされるべきものであり、その枠組みから外れる事項は監査人の意見とは明確に区別することが必要である」とされている。追記情報は財務諸表の表示に関して適正であると判断した上で、監査人からの情報として財務諸表の利用者へ提供されるものであり、上記保証の枠組みの外にあるものである。</p> <p>(ウ) 追記情報の記載対象 監査基準「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、<u>継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない</u>」とされている。また、監査基準「第四 報告基準 七 追記情報」では、追記情報の対象として「次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項」と規定しており、下記に例示されている事項のほか追記情報として記載すべきものがあるとの見解が示されている。</p> <p>a 正当な理由による会計方針の変更(会計基準の変更に伴う会計方針の変更を含む。)</p> <p>b 重要な偶発事象</p> <p>c 重要な後発事象</p> <p>d 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p> <p>これら以外に追記情報として記載すべき具体的な項目は示されていないが、監査基準に「二重責任の原則」が明示されたことにより、連結財務諸表による開示責任は経営者にあること、及び監査人は経営者が行う開示についての判断と連結財務諸表の利用者に対する補足的説明義務が課されていると解釈できることから、連結財務諸表に開示されていない情報を監査人が経営者に代わって提供することは予定されていないと解される。</p> <p>したがって、追記情報の記載対象を連結財務諸表に記載のある項目に限定し、この範囲で監査</p>	<p>追記情報</p> <p>(ア) 定義 監査基準の改訂について「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で追記情報は、監査人が「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書で情報として追記する」ものであると述べられている。</p> <p>追記情報は、意見の表明には当たらないため、意見の表明と明確に区分し、監査人からの情報として追記するものであり、除外すべき事項を追記情報として記載することはできない。</p> <p>(イ) 監査人の責任 監査基準の改訂について「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で、「本来、意見表明に関する監査人の責任は自らの意見を通しての保証の枠組みのなかで果たされるべきものであり、その枠組みから外れる事項は監査人の意見とは明確に区別することが必要である」とされている。追記情報は財務諸表の表示に関して適正であると判断した上で、監査人からの情報として財務諸表の利用者へ提供されるものであり、上記保証の枠組みの外にあるものである。</p> <p>(ウ) 追記情報の記載対象 監査基準「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業の前提に<u>重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない</u>」とされている。また、監査基準「第四 報告基準 七 追記情報」では、追記情報の対象として「次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項」と規定しており、下記に例示されている事項のほか追記情報として記載すべきものがあるとの見解が示されている。</p> <p>a 正当な理由による会計方針の変更(会計基準の変更に伴う会計方針の変更を含む。)</p> <p>b 重要な偶発事象</p> <p>c 重要な後発事象</p> <p>d 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p> <p>これら以外に追記情報として記載すべき具体的な項目は示されていないが、<u>今回</u>監査基準に「二重責任の原則」が明示されたことにより、連結財務諸表による開示責任は経営者にあること、及び監査人は経営者が行う開示についての判断と連結財務諸表の利用者に対する補足的説明義務が課されていると解釈できることから、連結財務諸表に開示されていない情報を監査人が経営者に代わって提供することは予定されていないと解される。</p> <p>したがって、追記情報の記載対象を連結財務諸表に記載のある項目に限定し、この範囲で監査</p>

新	旧
<p>人が表明した意見の内容について、連結財務諸表の利用者の判断を誤らせないようにするために説明又は強調することが適当と判断した事項を記載するものとする。</p> <p>(I) 追記情報の記載における重要性 追記情報を記載するか否かは、専門家としての監査人の判断による。その記載の目的は利害関係者への情報の提供であり、監査対象である連結財務諸表に関する利害関係者の判断に資するものでなければならない。</p> <p>記載するか否かの重要性の判断基準を一律に示すことはできないが、実務上の一応の目安を示すならば、以下の要件に該当する場合にはそれらを追記情報として記載すべきか否かを検討することになる。</p> <p>a 経営者が連結財務諸表に必要な注記を行わないとしたら、不適正意見を表明することとなるほど連結財務諸表に著しい影響を与える事項又は事象が生じている場合</p> <p>b 連結財務諸表と共に開示される情報と連結財務諸表の表示やその根拠となっている数値との間に生じている相違が、連結財務諸表を適正とした監査人の判断に疑念を与えるほどの重要性がある場合</p> <p>また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、<u>継続企業の前提に関する事項が連結財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、継続企業の前提に関する事項を追記情報として必ず記載することになるので注意を要する。</u></p> <p>上記の結果、追記情報の記載を行う場合でも、追記情報の記載の仕方いかんによっては利害関係者に誤解を与える可能性があるため、監査人は追記情報の記載に当たり慎重に対処しなければならない。</p> <p>(オ) 監査報告書における記載箇所（省略）</p> <p>(カ) 正当な理由による会計方針の変更（会計基準の変更に伴う会計方針の変更を含む。） 監査基準の改訂について（平成14年1月25日）「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書（3）追記情報」の中で、「従来、除外事項とされていた正当な理由による会計方針の変更は、不適切な理由による変更と同様に取り扱うことは誤解を招くことから、除外事項の対象とせずに、追記する情報の例示とした」と述べられている。これは、これまで会計方針の変更が正当な理由の有無に関係なく除外事項とされ、連結財務諸表に対する意見の表明に含まれていたことが、連結財務諸表の利用者に誤解を与える要因となっていたとの判断から、「正当な理由による会計方針の変更」を除外事項の対象とせずに、意見の表明とは明確に区分される追記情報の例示としたと解される。</p> <p>この記載に当たり、監査人は会計方針の変更が行われた旨を記載するものとするが、これは利害関係者に対し、連結財務諸表における当該変更の記載を強調することを意図するものである。したがって、その変更の詳細を記述している連結財務諸表注記を利害関係者が参照できるように明記する必要がある。なお、正当な理由については記載を要しない。</p>	<p>人が表明した意見の内容について、連結財務諸表の利用者の判断を誤らせないようにするために説明又は強調することが適当と判断した事項を記載するものとする。</p> <p>(I) 追記情報の記載における重要性 追記情報を記載するか否かは、専門家としての監査人の判断による。その記載の目的は利害関係者への情報の提供であり、監査対象である連結財務諸表に関する利害関係者の判断に資するものでなければならない。</p> <p>記載するか否かの重要性の判断基準を一律に示すことはできないが、実務上の一応の目安を示すならば、以下の要件に該当する場合にはそれらを追記情報として記載すべきか否かを検討することになる。</p> <p>a 経営者が連結財務諸表に必要な注記を行わないとしたら、不適正意見を表明することとなるほど連結財務諸表に著しい影響を与える事項又は事象が生じている場合</p> <p>b 連結財務諸表と共に開示される情報と連結財務諸表の表示やその根拠となっている数値との間に生じている相違が、連結財務諸表を適正とした監査人の判断に疑念を与えるほどの重要性がある場合</p> <p>また、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、<u>その重要な疑義に係る事項が連結財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項を追記情報として必ず記載することになるので注意を要する。</u></p> <p>上記の結果、追記情報の記載を行う場合でも、追記情報の記載の仕方いかんによっては利害関係者に誤解を与える可能性があるため、監査人は追記情報の記載に当たり慎重に対処しなければならない。</p> <p>(オ) 監査報告書における記載箇所（省略）</p> <p>(カ) 正当な理由による会計方針の変更（会計基準の変更に伴う会計方針の変更を含む。） 監査基準の改訂について「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書（3）追記情報」の中で、「従来、除外事項とされていた正当な理由による会計方針の変更は、不適切な理由による変更と同様に取り扱うことは誤解を招くことから、除外事項の対象とせずに、追記する情報の例示とした」と述べられている。これは、これまで会計方針の変更が正当な理由の有無に関係なく除外事項とされ、連結財務諸表に対する意見の表明に含まれていたことが、連結財務諸表の利用者に誤解を与える要因となっていたとの判断から、「正当な理由による会計方針の変更」を除外事項の対象とせずに、意見の表明とは明確に区分される追記情報の例示としたと解される。</p> <p>この記載に当たり、監査人は会計方針の変更が行われた旨を記載するものとするが、これは利害関係者に対し、連結財務諸表における当該変更の記載を強調することを意図するものである。したがって、その変更の詳細を記述している連結財務諸表注記を利害関係者が参照できるように明記する必要がある。なお、正当な理由については記載を要しない。</p>

新	旧
<p>また、監査基準の改訂について(平成 14 年 1 月 25 日)「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で、「この改訂に伴い、会計基準の変更に伴う会計方針の変更についても、正当な理由による会計方針の変更として取り扱うこととすることが適当である」と述べられている。この「会計基準の変更に伴う会計方針の変更」とは、従来、追加情報とされてきた「法令の改正等によりある方法の採用が強制され、他の方法を任意に採択する余地がないケース」が想定されている。この場合、監査上は会計方針の変更として取り扱われず、実務上、監査報告書の文言を補充する追加記載が行われてきたが、「正当な理由による会計方針の変更」が連結財務諸表に対する意見の表明の枠外で行われる追記情報の対象とされたことに伴い、今後、「正当な理由による会計方針の変更」の一形態として、追記情報に記載することとされた。</p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 重要な偶発事象 ~ (ク) 重要な後発事象(省略)</p> <p>(ケ) 監査した連結財務諸表を含む開示書類における当該連結財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p> <p>監査基準の改訂について(平成 14 年 1 月 25 日)「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で、「財務諸表と共に開示される情報において、財務諸表の表示やその根拠となっている数値等と重要な相違があるときには、監査人が適正と判断した財務諸表に誤りがあるのではないかと誤解を招く虞があるため、追記する情報として例示した」と述べられている。これは、本来、連結財務諸表と共に開示される情報に対する監査上の責任はないが、当該情報と連結財務諸表との間に重要な相違があるときには、監査人が適正と判断した連結財務諸表に誤りがあるのではないかと誤解を招く虞があるため、諸外国の監査基準との整合性も考慮して追記情報に記載することとされたものである。</p> <p>連結財務諸表と共に開示される情報には様々な種類のものが想定されるが、追記情報の記載対象となる“重要な相違”の範囲に経営者の記述情報を含むことは、いたずらに監査人の責任を広げることになる。したがって、客観的に“重要な相違”の有無が確認できる数値情報(金額、数値、割合等)のみを記載の対象とする。</p> <p>なお、“重要な相違”の有無は監査人の注意義務として開示書類の全体を読む中で確認されるものであり、特段の監査手続が要請されるものではない。</p>	<p>また、監査基準の改訂について「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で、「この改訂に伴い、会計基準の変更に伴う会計方針の変更についても、正当な理由による会計方針の変更として取り扱うこととすることが適当である」と述べられている。この「会計基準の変更に伴う会計方針の変更」とは、従来、追加情報とされてきた「法令の改正等によりある方法の採用が強制され、他の方法を任意に採択する余地がないケース」が想定されている。この場合、監査上は会計方針の変更として取り扱われず、実務上、監査報告書の文言を補充する追加記載が行われてきたが、「正当な理由による会計方針の変更」が連結財務諸表に対する意見の表明の枠外で行われる追記情報の対象とされたことに伴い、今後、「正当な理由による会計方針の変更」の一形態として、追記情報に記載することとされた。</p> <p>(中略)</p> <p>(キ) 重要な偶発事象 ~ (ク) 重要な後発事象(省略)</p> <p>(ケ) 監査した連結財務諸表を含む開示書類における当該連結財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p> <p>監査基準の改訂について「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (3) 追記情報」の中で、「財務諸表と共に開示される情報において、財務諸表の表示やその根拠となっている数値等と重要な相違があるときには、監査人が適正と判断した財務諸表に誤りがあるのではないかと誤解を招く虞があるため、追記する情報として例示した」と述べられている。これは、本来、連結財務諸表と共に開示される情報に対する監査上の責任はないが、当該情報と連結財務諸表との間に重要な相違があるときには、監査人が適正と判断した連結財務諸表に誤りがあるのではないかと誤解を招く虞があるため、諸外国の監査基準との整合性も考慮して追記情報に記載することとされたものである。</p> <p>連結財務諸表と共に開示される情報には様々な種類のものが想定されるが、追記情報の記載対象となる“重要な相違”の範囲に経営者の記述情報を含むことは、いたずらに監査人の責任を広げることになる。したがって、客観的に“重要な相違”の有無が確認できる数値情報(金額、数値、割合等)のみを記載の対象とする。</p> <p>なお、“重要な相違”の有無は監査人の注意義務として開示書類の全体を読む中で確認されるものであり、特段の監査手続が要請されるものではない。</p>

新	旧
<p>(1) 追記情報の記載例</p> <p>(削除)</p> <p>(中略)</p> <p>会社法監査における監査報告書</p> <p>1. 計算書類に関する監査報告書</p> <p>(1) 無限定適正意見</p> <p>(中略)</p> <p>(注3) 会社計算規則第 57 条第 3 項の規定に基づき、個別注記表と題する計算関係書類を作成していない場合には、「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書」を「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書」とする。</p> <p>(注4) 会社計算規則第 126 条では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求め、会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。</p> <p>同規定の趣旨は、会計監査報告の内容について監査基準等に即した表現や内容を求めるものであると考えられることから、本報告では金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。</p> <p>(2) 意見に関する除外</p> <p>会社法監査報告書の意見については、会社計算規則第 126 条第 1 項第 2 号によれば、無限定適正意見、除外事項を付した限定付適正意見、不適正意見とされている。意見に関する除外がある場合の会社法監査報告書の具体的な取扱いについては、金融商品取引法監査における監査報告書と基本的に同</p>	<p>(1) 追記情報の記載例</p> <p>(工事進行基準の適用範囲の変更を行う場合の文例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追記情報</p> <p><u>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項×に記載されているとおり、会社は工事進行基準を適用する長期大型工事の範囲を変更した。</u></p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p><u>工事進行基準を適用する長期大型工事は、従来、工期×年以上かつ請負金額××億円以上の工事としておりましたが、受注工事の請負金額が従来に比べて小型化しており、今後もその傾向が継続すると見込まれることから、期間損益計算の一層の適正化を図るため、当連結会計年度から、工事進行基準を適用する長期大型工事を工期×年以上かつ請負金額××億円以上の工事に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は××百万円、経常利益は××百万円、税金等調整前当期純利益は××百万円、当期純利益は××百万円それぞれ増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</u></p> </div> <p>(中略)</p> <p>会社法監査における監査報告書</p> <p>1. 計算書類に関する監査報告書</p> <p>(1) 無限定適正意見</p> <p>(中略)</p> <p>(注3) 会社計算規則第 89 条第 3 項の規定に基づき、個別注記表と題する計算関係書類を作成していない場合には、「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書」を「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書」とする。</p> <p>(注4) 会社計算規則第 154 条では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求め、会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。</p> <p>同規定の趣旨は、会計監査報告の内容について監査基準等に即した表現や内容を求めるものであると考えられることから、本報告では金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。</p> <p>(2) 意見に関する除外</p> <p>会社法監査報告書の意見については、会社計算規則第 154 条第 1 項第 2 号によれば、無限定適正意見、除外事項を付した限定付適正意見、不適正意見とされている。意見に関する除外がある場合の会社法監査報告書の具体的な取扱いについては、金融商品取引法監査における監査報告書と基本的に同</p>

新	旧
<p>様と考えられ、金融商品取引法監査における監査報告書の取扱いに準ずるものとする。なお、監査の対象、実施した監査の概要については無限定適正意見の監査報告書文例と同じものを記載する。</p>	<p>様と考えられ、金融商品取引法監査における監査報告書の取扱いに準ずるものとする。なお、監査の対象、実施した監査の概要については無限定適正意見の監査報告書文例と同じものを記載する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(4) 会計監査人が、会計監査報告の内容を会社計算規則第 130 条第 1 項各号に規定する日までに、特定監査役及び特定取締役へ通知しない場合の取扱い</p>	<p>(4) 会計監査人が、会計監査報告の内容を会社計算規則第 158 条第 1 項各号に規定する日までに、特定監査役及び特定取締役へ通知しない場合の取扱い</p>
<p>会社計算規則第 130 条第 3 項では、会計監査人が会計監査報告の内容を、特定監査役及び特定取締役に対し、同条第 1 項各号に規定する通知をすべき日までに通知しない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については会計監査人の監査を受けたものとみなすとされている。</p>	<p>会社計算規則第 158 条第 3 項では、会計監査人が会計監査報告の内容を、特定監査役及び特定取締役に対し、同条第 1 項各号に規定する通知をすべき日までに通知しない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については会計監査人の監査を受けたものとみなすとされている。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(5) 継続企業の前提</p>	<p>(5) 継続企業の前提</p>
<p>会社計算規則第 98 条第 1 項第 1 号は、計算書類において継続企業の前提に関する注記をすることを規定している。したがって、会計監査人は、会社法監査においても、金融商品取引法の監査と同様に、継続企業の前提に関する開示の妥当性について判断を行わなければならない。</p>	<p>会社計算規則第 129 条第 1 項第 1 号は、計算書類において継続企業の前提に関する注記をすることを規定している。したがって、会計監査人は、会社法監査においても、金融商品取引法の監査と同様に、継続企業の前提に関する開示の妥当性について判断を行わなければならない。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>計算書類による継続企業の前提に関する開示と無限定適正意見</p>	<p>計算書類による継続企業の前提に関する開示と無限定適正意見</p>
<p>継続企業の前提に関する開示は、計算書類において行われる。</p>	<p>継続企業の前提に関する開示は、計算書類において行われる。</p>
<p>会計監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に関する事項の開示が適切であると判断したときには無限定適正意見を表明する。</u>その場合には、計算書類における当該事項の開示について注意を喚起するため、監査報告書に追記情報を記載することが必要になる。</p>	<p>会計監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に係る情報の開示が適切であると判断したときには無限定適正意見を表明する。</u>その場合には、計算書類における当該事象又は状況の開示について注意を喚起するため、監査報告書に追記情報を記載することが必要になる。</p>
<p>なお、継続企業の前提に関する追記情報は、「金融商品取引法監査における監査報告書 1 . 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 継続企業の前提 (イ) 追記情報の内容」の取扱いに準ずるものとする。</p>	<p>なお、継続企業の前提に関する追記情報は、「金融商品取引法監査における監査報告書 1 . 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 継続企業の前提 (イ) 追記情報の内容」の取扱いに準ずるものとする。</p>
<p>意見に関する除外</p>	<p>意見に関する除外</p>
<p>会計監査人は、<u>継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に、継続企業の前提に関する事項が計算書類に適切に記載されていないと判断したときは、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、不適正意見を表明しその理由を監査報告書に記載する。</u>具体的には、「金融商品取引法監査における監査報告書 1 . 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 継続企業の前提 (ウ) 意見に関する除外」の取扱いに準ずるものとする。なお、当該不適正意見を付すかどうかの重要性の判断基準は、金融商品取引法監査で適用される継続企業の前提に関する開示の重要性の判断基準と同一である。</p>	<p>会計監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に係る事項が計算書類に適切に記載されていないと判断した場合には、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、不適正意見を表明しその理由を監査報告書に記載する。</u>具体的には、「金融商品取引法監査における監査報告書 1 . 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 継続企業の前提 (ウ) 意見に関する除外」の取扱いに準ずるものとする。なお、当該不適正意見を付すかどうかの重要性の判断基準は、金融商品取引法監査で適用される継続企業の前提に関する開示の重要性の判断基準と同一である。</p>

新	旧
<p>(継続企業の前提に重要な不確実性が認められるにもかかわらず、継続企業の前提に関する事項の開示が不足しており、その内容の計算書類に与える影響を勘案し不適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="320 340 1299 716" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">記</p> <p>計算書類によると、会社は 百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が 百万円あり、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、・・・のため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、会社は計算書類に何ら記載していない。</u></p> <p>当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及びその附属明細書に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。</p> </div> <p>監査範囲の制約</p> <p>会計監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合で、当該事象又は状況に関して経営者が評価及び一定の対応策を示さないとき（示された対応策が示されないものと同等の場合や経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合を含む。）</u>には、監査範囲の制約としての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見表明をしない。</p> <p>具体的には、「 金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 継続企業の前提 (I) 監査範囲の制約」の取扱いに準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせている事象又は状況があるにもかかわらず、その疑義を抱かせる事象又は状況に対する経営計画等の開示が不足しており、その内容の計算書類に与える影響を勘案し不適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="1617 340 2597 716" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">記</p> <p>計算書類によると、会社は 百万円の債務超過の状況で、かつ、一年以内償還予定の社債が 百万円あり、<u>継続企業の前提に重要な疑義が存在しているが、会社は計算書類に何ら記載していない。</u></p> <p>当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及びその附属明細書に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。</p> </div> <p>監査範囲の制約</p> <p>会計監査人は、<u>経営者から合理的な経営計画等が提示されない場合（提示された経営計画等が合理的でない場合や経営者の評価期間が貸借対照表日の翌日から1年に満たない場合を含む。）</u>には、監査範囲の制約としての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見表明をしない。</p> <p>具体的には、「 金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 継続企業の前提 (I) 監査範囲の制約」の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(<u>継続企業の前提に重要な疑義が認められ、当該疑義を解消するための経営計画等が提示されず、重要な監査手続を実施できないことから、意見を表明しない場合の文例</u>)</p> <div data-bbox="1617 1297 2597 1791" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>に記載されているとおり、会社は平成×年×月×日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、 裁判所に申立てを行った。平成×年×月×日に 裁判所から民事再生手続開始決定がなされているが、現在、再生計画案は作成中である。今後、再生計画案は、 裁判所に提出、受理された後、裁判所の認可を得た上で遂行されることになるが、現時点では再生計画案は未確定である。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている計算書類及びその附属明細書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。</u></p> <p>当監査法人は、<u>上記事項の計算書類及びその附属明細書に与える影響の重要性に鑑み、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。</u></p> </div>

新	旧
<p>(6) 追記情報 追記情報の記載対象 会社法上の追記情報については以下のように取り扱う。 会社計算規則第 126 条第 2 項において追記情報として記載されている事項のうち、継続企業の前提に係る事項については(5)に定めるとおりである。また、これ以外の事項については、金融商品取引法監査における監査報告書に準じた取扱いとなる。 (中略)</p> <p>2. 連結計算書類に関する監査報告書</p> <p>(1) 無限定適正意見 (中略)</p> <p>(注3) 会社計算規則第 57 条第 3 項の規定に基づき、連結注記表と題する計算関係書類を作成していない場合には、「連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」を「連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書」とする。</p> <p>(注4) 会社計算規則第 126 条では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求め、会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。 (中略)</p> <p>3. 臨時計算書類に関する監査報告書 (中略)</p> <p>(2) 臨時計算書類の監査 (中略)</p> <p>臨時計算書類に関する監査報告の内容は会社計算規則第 126 条第 1 項に規定されており、それは、計算書類及びその附属明細書の監査報告と同一とされている。したがって、臨時計算書類に関する監査報告書は、年度の計算書類及びその附属明細書の監査報告書に準じて作成することになる。 (中略)</p> <p>4. 過年度事項について 会社計算規則第 133 条第 3 項において、「当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項」(以下「過年度事項」という。)を、提供計算書類に併せて提供することができる旨が規定された。 (以下省略)</p>	<p>(6) 追記情報 追記情報の記載対象 会社法上の追記情報については以下のように取り扱う。 会社計算規則第 154 条第 2 項において追記情報として記載されている事項のうち、継続企業の前提に係る事項については(5)に定めるとおりである。また、これ以外の事項については、金融商品取引法監査における監査報告書に準じた取扱いとなる。 (中略)</p> <p>2. 連結計算書類に関する監査報告書</p> <p>(1) 無限定適正意見 (中略)</p> <p>(注3) 会社計算規則第 89 条第 3 項の規定に基づき、連結注記表と題する計算関係書類を作成していない場合には、「連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」を「連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書」とする。</p> <p>(注4) 会社計算規則第 154 条では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについて意見を表明することを求め、会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。 (中略)</p> <p>3. 臨時計算書類に関する監査報告書 (中略)</p> <p>(2) 臨時計算書類の監査 (中略)</p> <p>臨時計算書類に関する監査報告の内容は会社計算規則第 154 条第 1 項に規定されており、それは、計算書類及びその附属明細書の監査報告と同一とされている。したがって、臨時計算書類に関する監査報告書は、年度の計算書類及びその附属明細書の監査報告書に準じて作成することになる。 (中略)</p> <p>4. 過年度事項について 会社計算規則第 161 条第 3 項において、「当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項」(以下「過年度事項」という。)を、提供計算書類に併せて提供することができる旨が規定された。 (以下省略)</p>

適 用

「監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」の改正について」（平成21年4月21日）は、平成21年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

以 上